別４－１号様式

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **公害防止指導書（調査書）** | 建築主 |  | 用途 | サービス業　　　公務・文教用住居産業併用　　商業用その他（　　　　　　　　　　） |
| 本書類は、公害防止調査書並びに公害防止指導書として使用するので建築主において講じようとする公害防止対策については、建築主において該当する□に黒色又は青色にてレ印を付するものとする。環境保全課の指導は赤色にて○印を付するものとする。なお、該当する□欄がないときは、空行の□欄に建築主において黒色又は青色にて公害防止対策を記入すること。環境保全課の指導は赤色にて記入するものとする。※この調査書の「公害防止条例」は「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に読み替えること。 |
| 建築場所 | 久留米市　　　　　　 　　町　　　　　 丁目番地　　　 　 号 |
|
| ※届出書類提出先　　　大気･水質･騒音･振動・土壌汚染関係　→　市環境保全課浄化槽・下水道関係 　　　　　　　　→　市給排水設備課　　　　　　　　　　　　 |

１　工事中の公害防止

|  |  |
| --- | --- |
| 全体 | [ ] 　騒音、振動、粉じんの影響を受けるおそれのある範囲の住人には工事概要等を説明し、了解を求める。 |
| [ ] 　通常の作業時間は、午前　　　　時から午後　　　　時までである。 |
| [ ] 　工事の手順上、やむを得ず早朝又は夜間作業を行うときは、周辺の住人に対し、早朝又は夜間作業時間等を説明し、了解を求める。 |
| [ ] 　工事現場では、工事用塀またはシート張り、散水、低公害型機械・工具・工法の選択や丁寧な作業等により、騒音・振動の低減、粉じん飛散の防止に努めさせる。 |
| [ ] 別紙「環境保全課で必要な手続き」を確認した。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 解体 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　石綿事前調査に必要な情報の提供に努める。 |
| [ ] 　石綿事前調査結果の報告を受けるとともに、報告システムで報告させる。 |
| [ ] 　石綿含有建材が使用されている場合、適正に除去費用を負担する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 発電機の使用 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　発電機の設置場所は、周辺に与える影響が最も小さい場所に設置させる。 |
| [ ] 　発電機は低騒音型を使用させる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| コンクリート工事 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　現場で使用するミキサー、シャベル、左官道具を後始末のため水洗いする場合、モルタル、砂等を敷地外に流させない。 |
| [ ] 　生コン圧送車については、周辺住民への騒音の影響が少ない場所で作業させる。 |
| [ ] 　生コン車等は現場で洗車させず、自社の洗車場で洗車させる。やむを得ず洗車させる場合は、モルタル、砂等を敷地外に流させない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 塗装 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　塗装ミストの飛散防止に注意させる。 |
| [ ] 　塗装ミストの飛散対策としてシートを張らせる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 土壌汚染対策 | [ ] 　建設予定地は、土壌汚染対策法の（要措置区域・形質変更時要届出区域・無指定区域）である。 |
| [ ] 　土壌汚染が疑われる場合には、土壌汚染状況調査を実施し結果を市に報告する等、土壌汚染の拡大防止に努める。 |

その他の作業・対策、メモ等

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 関係手続 | 手続名 | 提出者 | 期日 |
| [ ] 　特定建設作業実施届出書（騒音規制法） | 元請業者 | 作業日の7日前まで(中7日) |
| [ ] 　特定建設作業実施届出書（振動規制法） | 元請業者 |
| [ ] 　石綿事前調査結果報告（大気汚染防止法） | 元請業者 | 解体開始前 |
| [ ] 　特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法） | 発注者（施主） | 作業日の14日前 |
| [ ] 　一定の規模以上の形質の変更届出書（土壌汚染対策法） | 発注者（施主） | 形質変更日の30日前 |

２　稼働時の公害防止

２－１　大気汚染・騒音・振動・悪臭

|  |  |
| --- | --- |
| 冷暖房・冷凍機等 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　屋外空調機は、低騒音型を設置する。 |
| [ ] 　屋外空調機は、騒音を低減するため（　　　　　　　　）に設置する。 |
| [ ] 　騒音対策として、屋外空調機の周囲を（　　　　　　　）で囲む。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 空気圧縮機・送風機 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　圧縮機・送風機は機械室内に設置する。 |
| [ ] 　機械室の窓及び扉は防音型とする。 |
| [ ] 　機械室内には、吸音材（　　　　　　　　　　　　　　）を内貼りする。 |
| [ ] 　機械室内の吸排風口には、防音ダクトを取り付ける。 |
| [ ] 　機械室は設けず、（　　　　　　　　　　　　　）で囲む。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ボイラー | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　バーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上の場合は、煙道に排ガス測定口を設置する。 |
| [ ] 　バーナーは（　　　　　　　　　）造の機械室に設置し、騒音を低減する。 |
| [ ] 　バーナーは敷地境界から（　　m）離し、騒音を低減する。 |
| [ ] 　ボイラー、バーナー、煙突、配管は、必要に応じ騒音・振動対策を講じる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 焼却炉 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　規模・能力（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| [ ] 　ばい煙対策・ダイオキシン類対策がされた焼却炉を使用する。 |
| [ ] 　焼却炉の設置の是非について、廃棄物指導課に確認した。 |
| [ ] 　バーナー、煙突、配管は、必要に応じ騒音・振動対策を講じる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 土石・コンクリート等の取扱い | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　土石等の堆積場では防じんネットの設置や散水をする。 |
| [ ] 　土石等破砕・運搬工程では防じんネットの設置や散水をする。 |
| [ ] 　土石等の取扱いのために重機を使用する場合は、防音対策を講じる。 |
| [ ] 　土石等を取扱う場所を敷地境界から遠ざける。 |
| [ ] 　場内でタイヤに土砂が付着するので、タイヤプールを設置する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 溶剤・塗料の使用 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　低VOCの原材料を使用する。（VOC＝揮発性有機化合物） |
| [ ] 　発生するVOCを回収する。 |
| [ ] 　発生するVOCを処理する。 |
| [ ] 　窓を開けて作業しない。 |
| [ ] 　塗装ブースを設置する。 |
| [ ] 　排気ダクトの方向・高さは周辺への影響を考慮して設定する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| その他 | [ ] 　騒音の発生が見込まれるので、（　　　　　　　　　　　　　　　）する。 |
| [ ] 　粉じんの飛散が見込まれるので、（　　　　　　　　　　　　　　　）する。 |
| [ ] 　振動の発生が見込まれるので、（　　　　　　　　　　　　　　　）する。 |
| [ ] 　臭気の発生が見込まれるので、（　　　　　　　　　　　　　　　）する。 |
| [ ] 　畜産施設の設置については、畜産経営環境保全推進指導協議会（事務局：久留米市農業協同組合）と協議済み。 |
| [ ] 　操業時間は（　　曜～　　曜、　　：　　～　　：　　）である。 |

その他の施設・対策、メモ等

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 関係手続 | 手続名 | 提出者 | 期日 |
| [ ] 　特定施設設置届出書（騒音規制法） | 設置者 | 着手日の30日前 |
| [ ] 　騒音に係る特定施設の設置届出書（県公害防止条例） | 設置者 | 着手日の30日前 |
| [ ] 　特定施設設置届出書（振動規制法） | 設置者 | 着手日の30日前 |
| [ ] 　ばい煙発生施設設置届出書（大気汚染防止法） | 設置者 | 着手日の60日前 |
| [ ] 　一般粉じん発生施設設置届出書（大気汚染防止法） | 設置者 | 着手前 |
| [ ] 　揮発性有機化合物排出施設設置届出書（大気汚染防止法） | 設置者 | 着手日の60日前 |
| [ ] 　水銀排出施設設置届出書（大気汚染防止法） | 設置者 | 着手日の60日前 |
| [ ] 　特定施設設置届出書（ダイオキシン類対策特別措置法） | 設置者 | 着手日の60日前 |

２－２　水質汚濁・土壌汚染関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 排水先と担当部署 | 排水先 | 市役所の担当部署 |
| [ ] 　下水道 | 上下水道部給排水設備課 |
| [ ] 　農業集落排水施設 | （　　　　）総合支所環境建設課 |
| [ ] 　河川放流（浄化槽） | 環境部環境保全課（給排水設備課） |

|  |  |
| --- | --- |
| 有害物質の使用 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　有害物質を使用する施設・有害物質が流れる配管は、漏えい対策をする。 |
| [ ] 　有害物質を使用する施設周囲の床は、不透水性とする。 |
| [ ] 　有害物質を含む排水は、場内で処理する。 |
| [ ] 　有害物質を含む排水は、産業廃棄物として処理委託する。 |
| [ ] 　有害物質を含む液体の貯蔵施設は、漏えい対策をする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 排水処理施設 | [ ] 無 |
| [ ] 有 | [ ] 　浄化槽を設置する。 |
| [ ] 　油水分離槽を設置する。 |
| [ ] 　（　　　　　　　　　　）を設置する。 |
| [ ] 　排水処理施設の設置後は、汚泥・油分の清掃など維持管理を十分に行う。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 排水の概要 | 一日あたりの排水量 | 　　　　　　m3 |
| 主な汚濁物質 | 濃度（単位） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| [ ] 　工程からの排水はほとんどない |

その他の施設・対策、メモ等

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 関係手続 | 手続名 | 提出者 | 期日 |
| [ ] 　特定施設設置届出書（水質汚濁防止法） | 設置者 | 着手日の60日前 |
| [ ] 　有害物質貯蔵指定施設設置届出書（水質汚濁防止法） | 設置者 | 着手日の60日前 |
| [ ] 　特定施設設置届出書（ダイオキシン類対策特別措置法） | 設置者 | 着手日の60日前 |

２－３　その他の公害関係法令

|  |  |
| --- | --- |
| 法令 | 窓口 |
| [ ] 　福岡県環境影響評価法・条例 | 県環境部自然環境課環境影響審査係 |
| [ ] 　福岡県環境保全に関する条例 |
| [ ] 　下水道法 | 市上下水道部給排水設備課 |
| [ ] 　浄化槽法 |
| [ ] 　廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 市環境部廃棄物指導課 |
| [ ] 　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 市環境部環境保全課 |

その他、メモ等

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]

[ ]